

## 徳島大学医学部研究員に関する申合せ

第1条 徳島大学医学部（病院及び大学院医歯薬学研究部総合研究支援センター先端医療研究部門医学系分室を含む。）に研究員を置くことができる。

第2条 徳島大学職員（非常勤職員を含む。）で、本学部において研究を希望する者があるときは、教授会の議により教育、研究上支障がないとみとめられた場合、医学部長が研究員として研究を許可することができる。

第3条 研究員として研究を許可する期間は、毎学年の末日を超えないものとする。

2 許可期間が満了してもなお引続き研究を希望するときは、前条に準じてその期間を更新することができる。

第4条 研究許可期間中であっても教育研究上支障が生じた場合には、その許可を取消すことがある。

第5条 研究員は、研究に関しては教授の指示に従わなければならない。

第6条 研究員の研究に要する経費は、本人の負担とする。

第7条 研究員について、許可等の手続きは、次のとおりとする。

(1) 研究員となることを希望する者は、許可願に所属長の承認書と履歴書を添えて研究を指導する教授を経て医学部長に提出するものとする。

(2) 研究員で研究の必要がなくなったときは、研究員辞退届を当該教授を経て医学部長に提出することにより研究員を辞退したものとする。

第8条 研究員として研究を許可された期間は、本人の研究歴に参入する。

第9条 この申合せは、昭和50年2月1日から実施する。

2 「徳島大学医学部研究助手申合せ」は、廃止する。

「申合せ」合意事項

この申合せは、昭和57年6月1日から実施する。

附 則

この申合せは、昭和63年2月25日から実施する。

附 則

この申合せは、昭和63年3月10日から実施する。

附 則

この申合せは、平成17年3月26日から実施する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。